４　いじめが見つかったときの対応（東小学校いじめ対応マニュアル）

※全職員が組織的に指導にあたる（集団指導体制で）

早期発見!

児童保護者

教職員

いじめ発生・いじめ発見

地域

早期対応!

報告

◇教育委員会

連携

◇確実な報告→校長（教頭）
※どんな些細なことでも必ず報告
○正確な情報収集（当該児童への事実確認）

◇いじめ等対策委員会の招集
☆メンバー：校長　教頭　教務主任　教務副主任
養護教諭　人権同和教育主任　生徒指導主任
（※必要に応じ、学校評議員・民生児童委員・主任児童委員染屋交番所長・ＰＴＡ三役参加）
○事実確認の方法と対応方針の決定

◇＜関係機関＞との連携
学校評議員
ＰＴＡ三役
染屋交番所長
主任児童委員
民生児童委員

◇職員会議開催
○全職員が状況と対応を確認
※チーム、組織で指導・対応にあたる

＊いじめられている児童への事実確認
・担任･学年主任
・養護教諭
・心の相談員
・ＳＣ　など

＊いじめている児童への事実確認
・担任
・学年主任
・生徒指導主任
など

＊見ていた児童･全校への事実確認
・担任
・学年主任
・生徒指導主任
など

＊保護者への対応
・担任
・学年主任
・生徒指導主任
･校長
･教頭　　など

＊地域への対応
・教頭
・教務主任
など

◇いじめ対策委員会で協議
○事実確認した内容を報告し、全体像を把握する。
○被害児童への対応協議。
○学級指導の内容協議。

◇職員会議で情報の共有
○経過の報告　対応策の理解

◇家庭訪問（被害児童）
○経過報告
○加害児童への指導内容報告

◇家庭訪問（加害児童）
○事実の報告
○指導内容の説明

◇各学級での指導

◇経過観察